○ 財務省告示第 296号

個人向け国債の発行等に関する省令(平成 14年財務省令第 68号)第 4条第 14項の規定に基づき、令和 7年 10月 15日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和7年11月7日

財務大臣 片山 さつき

- 名称及び記 個人向け利付国庫債券(固定・5 号 年)(第174回)
- 2 発 行 の 根 拠 特 別 会 計 に 関 す る 法 律 (平 成 19 法 律 及 び そ 年 法 律 第 23 号) 第 46 条 第 1 項 の 条 項
- 3 振 替 法 の 適 社 債 、 株 式 等 の 振 替 に 関 す る 法 用 等 律 (平 成 13 年 法 律 第 75 号 。 以 下 「 振 替 法 」 と い う 。) の 規 定 の 適 用 を 受 け る も の と し 、 そ の 振 替 機 関 は 日 本 銀 行 と す る 。
- 4 発行額 額面金額で235,172,030,000円
- 5 最低額面金 10,000円 額
- 6 振替単位 振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものと する。
- 7 発行日 令和7年10月15日
- 8 発行価格 額面金額 100円につき 100円
- 9 利率 年 1.12%
- 10 初期利子 令和 8年 4月 15日を支払期とし、 次の算式により算出した金額を 支払う。ただし、支払期が銀行 休業日に当たるときは、その翌

営業日に支払う(以下、

び 第 12 号 に お い て 規 定 す る 期 日 に つ い て 同 じ。)。

額 面 金 額
$$\times \frac{1.12}{100} \times \frac{1}{2}$$

- 11 第 2 期 以 後 の 利 子
- 毎年4月15日及び10月15日を 支払期とし、各支払期において、 その日以前6月間に属する利子 を支払う。
- 12 償還期限
- 令 和 12 年 10 月 15 日
- 13 償還金額
- 額 面 金 額 100 円 に つ き 100 円
- 14 払込期日
- 令和 7年 10月 15日
- 15 払込場所
- 日本銀行の本店又は支店
- 16 中途換金の 取扱い
- 中途換金の買取りは、令和8年10月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。
- (1) 令和8年10月15日から令和9年4月15日前までの間の場合

額 面 金 額 + 経 過 利 子 に 相 当 す る 金 額 - (初期利子に相当する金額× $\frac{79.685}{100}$ +第2期 利 子 に 相 当 す る 金 額 × $\frac{79.685}{100}$)

(2) 令和 9年 4月 15日以後の場 合

額 面 金 額 + 経 過 利 子 に 相 当 す る 金 額 - 利 子 に 相 当 す る 金 額 $\times \frac{79.685}{100} \times 2$

17 中途換金の 特例 前号による取扱いのほか、個人 向け国債を有する者 (相続税法 (昭和 25年法律第 73号)第 21条

4 第 1 項 に 規 定 す る 特 定 障 \mathcal{O} 扶養信託契約の受益者及び所 得税法等の一部を改正す る法 (平 成 25 年 法 律 第 5 号) 第 3 の規定による改正前の相 続 税 法 21条の4第1項に規定 す る 別障害者扶養信託契約の 受 を含む。)が、死亡した と き には その相続人が、 又はその居住す ろ (特別区を含み、 市町村 地方 自 治法(昭和22年法律第 67号) 252条の19第1項の指定都 当該市又は当該 にあっては、 区若しくは総合区とする。) 域において、災害救助法 昭 22 年 法 律 第 118 号) に よ る 救 の行われる災害が発 生 し 該 災 害 に か か っ た と き に は 当 該 人向け国債を有する者が、 8 年 10 月 15 日前であって 人向け国債の中途換 該個 を ることができ لح 求 す るも その買取金額は、 次の区分 じ、それぞれの算式に に応 算出した金額とする。

- (1) 令和8年4月15日から令和8年10月15日前までの間の場合額面金額+経過利子に相当
 - 額 面 金 額 + 経 過 利 子 に 相 当 す る 金 額 - (初期利子に相当 当 す る 金 額 × 79.685 + 経 過 利子に相当する金額)
- (2) 令和 8年 4月 15日前の場

合

額 面 金 額 + 経 過 利 子 に 相 当 す る 金 額 - 経 過 利 子 に 相 当 す る 金 額

18 元 利 金 支 払 日 本 銀 行 場 所